

合法性・持続可能性の証明および栃木県産出材証明に係る 事業者認定等実施要領

栃木県木材業協同組合連合会
平成18年9月7日作成
平成18年9月7日公表

第一 目的

本実施要領は、栃木県木材業協同組合連合会（以下「県木協連」という）が平成18年9月7日に作成し、公表した「違法伐採対策に係る栃木県木材業協同組合連合会行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」の内容及び栃木県産出材証明制度（平成15年2月19日栃木県木材業協同組合連合会理事長・栃木県森林組合連合会代表理事会長通知）に基づく「栃木県産出材証明」の内容について定めるものである。

第二 定義

この要領における用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

- 1 「合法性」とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。
- 2 「持続可能性」とは、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- 3 「栃木県産出材」とは、県内の森林から産出され、第4項に定める「登録業者」が出荷伝票に証明印を押印して供給する木材をいい、製材及び加工（柱材等の製材や集成材に加工）は、県内外を問わない。
※ 素材（製品の原料となる木材）が栃木県産であり、県産出の証明がなされた木材
- 4 「県産出材証明登録業者」とは、栃木県木材業者登録条例に基づく木材業者登録を受け、「栃木県産出材」を生産・加工・販売している者で、第五第4項の認定を受けて「県産出材証明印」の配布を受けた者。

第三 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、県木協連の合法木材供給認定事業者として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 県産出材証明を行おうとするものは、前項の合法木材供給認定を受けるとともに、第四第4項に基づく登録業者の認定を受けなければならない。
- 3 本実施要領に基づく認定や登録は県木協連の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。ただし、本実施要領制定以前に県産出材証明制度に係る登録業者の認定を受けた者は、県産出材証明制度の登録手続きは不要とする。

第四 合法木材供給事業者認定申請及び栃木県産出材証明登録申請

- 1 本実施要領に基づく木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に関する認定を受けようとする事業者は、(別記1)で定める「合法木材供給事業者認定申請書」を、県木協連に提出しなければならない。
- 2 県木協連は、前項の認定を受けようとする事業者から、合法材認定にかかる経費の手数料として5千円を徴収するものとする。
- 3 前項の規定は、有効期間の満了後の認定申請について準用する。
- 4 併せて県産出材証明制度の登録業者の認定を受けようとする認定事業者は、(別記1の2)で定める栃木県産出材証明制度に係る登録業者申請書に必要事項を記載し、誓約書(別記2)を添付して、県木協連に提出しなければならない。
なお、栃木県産出材証明制度については、県木協連以外の団体の合法性証明の事業者認定を受けた認定事業者は、本実施要領に基づく「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定」を受けた者をみなす。
- 5 県木協連は、前項の認定を受けようとする事業者から、県産出材証明業者登録にかかる経費の手数料として5千円を徴収するものとする。

第五 審査及びその結果の通知

- 1 県木協連は、本実施要領に基づく木材・木材製品の合法性、持続可能性に関する事業者の認定のため、理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法木材供給事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第六 合法木材供給事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定した上で申請者にその結果を通知する。必要がある場合は現地審査を実施する
- 3 県木協連は審査結果を申請者に通知するものとする。
- 4 栃木県産出材証明制度に係る登録業者申請書が提出された場合は、その内容を理事長が審査し適当と認められた場合、登録業者として登録する。

第六 合法木材供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「合法木材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非合法木材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と非合法木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第七 合法木材供給事業者認定書及び栃木県産出材証明制度に係る登録業者認定書の交付及び公表

- 1 県木協連は認定事業者に対して、(別記3)で定める「合法木材供給事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県木協連のホームページ等で公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。
- 3 第五第4項の規定による栃木県産出材証明登録業者は、登録業者台帳(別記4)に登録し、登録業者認定書(別記5)を交付するとともに、「登録業者」を県木協連のホームページ等で公表するものとする。
- 4 栃木県産出材証明に関する登録は、第十一第1項に規定する登録業者の取り消しがない限り有効であるが、第十一第1項の認定事業者の取り消しを受けた時はこの限りでない。

第八 証明事項の記載等

- 1 合法木材認定事業者は、伐採に当って森林所有者等から、伐採届の写し等原木の合法性が証明できる書類を受領する。
- 2 認定事業者は、合法木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 3 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、(別記6)とする。
- 4 県産出材の証明印は県木協連が交付するものとし、その他必要な経費は、認定事業者が負担するものとする。
- 5 栃木県産出材証明を行う者は、伐採における原木の産地が証明できる納品書等の写し及び第2項の記載とともに、「証明印を納品書等に押印」し、出荷先へ引き渡すものとする。

第九 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、(別記7)で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、県木協連へ報告する。
- 2 県木協連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第十 立ち入り検査

県木協連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、県木協連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木協連に協力しなければならない。また、認定事業者が栃木県産出材証明登録を行っている場合は、栃木県産出材の取扱いが適正であるか否かについても検査することができるものとする。